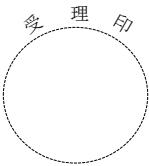


保管場所使用承諾証明書  
発行申請書

この度、次のとおり保管場所使用承諾書証明書の発行を依頼します。

(太線内のみを記入してください。)

届出年月日 令和 年 月 日

団地名								
住戸番号	丁目	街区	号棟	号室	駐車場番号	街区	地区	号
駐車場契約者	フリガナ					自宅連絡先		
						携帯電話番号		
車両使用者 (駐車場契約者と 異なる場合) ※1	フリガナ					携帯電話番号		
						— —		
証明書使用用途 (当てはまるものに○)	1 自動車の ( 新規購入 ・ 買い替え ・ 名義変更 ・ 住所変更 ・ 保管場所変更 )							
	2 その他 ( )							
代理人※3	フリガナ					連絡先	— —	
							—	

## ■車両の車種及びサイズ

車種		車両サイズ			
メーカー	車名	長さ	幅	高さ	車両重量
		mm	mm	mm	kg

## ■希望の受取方法(受取には本人確認が取れるものが必要です※2。)

住まいセンター来所受取 本人( 月 日 時頃に来所予定) 代理人※3 会社名・氏名:郵送 (注)郵送先は原則駐車場契約者のご住所(団地住所)となります(新規住宅入居者のみ従前居住住所への郵送可)。また、承諾書の到着は申請書受理日の数日後となります。

## — 保管場所使用承諾申請書のご記入に際しての注意事項 —

※1 承諾証明書の発行に際して機構が証明する車両使用者は、入居者名簿に記載された団地内居住者に限ります。

※2 郵送受取の場合は、申請時に受取人(駐車場契約者)の本人確認が取れるものが必要です。

※3 代理人の方が申請または受取に来られる場合は、代理人の方の本人確認書類を窓口にてご提示いただきます。

## — 保管場所使用承諾証明書の発行に際しての注意事項 —

- 駐車場利用料金に滞納がある場合、滞納の解消を機構が確認できるまで、保管場所使用承諾証明書の発行は行いません。
- 太枠内の必要事項を記入した本申請書を管理サービス事務所又は住まいセンターまでご提出願います。
- 発行された保管場所使用承諾証明書に記載の車両サイズ(及び契約時に「駐車場利用規則」によりご案内しているサイズ)を超える大きさの車両を駐車させることはできません。
- 車両を変更(新規購入・買い替え等)される際は、契約時に「駐車場利用規則」によりご案内しているサイズ内の車両でお願いいたします。変更予定の車両サイズが当該サイズを上回る場合は、ご購入予定の車両を変更いただく若しくは契約の継続をお断りする場合があります。
- 車両を変更した場合は、必ず変更後の自動車検査証記録事項帳票の写しを、変更届(駐車場利用関係)と共に管轄の住まいセンター若しくは管理サービス事務所へ提出してください。なお、電子車検証の交付を受けていない場合は同帳票に代えて車検証の写しを提出してください。

(機構記入欄)

確認書類

□マイナンバーカード	□運転免許証	□パスポート	□その他 ( )
受理日	書類確認者	発行日	
			発行者確認

備考欄

--	--